

第56号議案

新潟県立文書館規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり改正したいので議決を求める。

令和7年3月11日
新潟県教育委員会教育長
佐野 哲郎

提 案 理 由

1 提案課名	生涯学習推進課
2 議案名	新潟県立文書館規則の一部改正について
3 提案理由	<p>施設運営の効率化の観点から、令和5年度より、平日午後5時から午後7時の利用について事前予約制を試行。</p> <p>試行期間においても利用は極めて少なく、平日の開館時間を午後5時まで短縮したとしても、利用者の利便性は低下しないと考えられることから、所要の改正を行うもの。</p>
4 提案・改正内容	平日の開館時間をこれまでの「午後7時まで」から「午後5時まで」へ変更するため、所要の改正を行うもの。
5 施行日等	令和7年4月1日

新潟県立文書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月 日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第 号

新潟県立文書館規則の一部を改正する規則

新潟県立文書館規則（平成4年新潟県教育委員会規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(開館時間) 第2条 文書館の開館時間は、午前9時30分から <u>午後5時</u> までとする。 2 (略)	(開館時間) 第2条 文書館の開館時間は、午前9時30分から <u>午後7時</u> までとする。 <u>ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）及び12月28日は、午後5時までとする。</u> 2 (略)
(休館日) 第3条 文書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 月曜日(その日が <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)</u> に規定する休日に当たるときを除く。) (2)・(3) (略) 2 (略)	(休館日) 第3条 文書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 月曜日 (その日が <u>祝日</u> に当たるときを除く。) (2)・(3) (略) 2 (略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。